

様式 1 - 4 指定場所配達に関する依頼書（戸建住宅向け宅配ボックス）

指定場所配達に関する依頼書（戸建住宅向け宅配ボックス）

日本郵便株式会社

郵便局長

私及び同居人宛の郵便物等について、不在等の場合には、次のとおり宅配ボックスに配達するよう依頼します。

なお、本依頼書は、貴社より提示のあった「宅配ボックスに関する留意事項」に同意の上、提出するものです。

ご依頼者の氏名	フリガナ -----										
ご依頼者の住所	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> -----										
ご自宅電話番号	— —										
携帯電話	— —										
実施希望時期	年 月 日 ( ) 以降										
指定場所	指定場所 ( 宅配ボックス ) 略 図 ( 宅配ボックスの設置場所を簡記してください。 )										

注：本用紙の提出に当たっては、別紙「宅配ボックスに関する留意事項」を十分お読みの上、配達局に提出していただきますようお願いします。

なお、「宅配ボックスに関する留意事項」は、お客様のお手元にご保管ください。

## 別 紙

### 宅配ボックスに関する留意事項

戸建住宅向け宅配ボックス（以下「宅配ボックス」といいます。）への配達をご希望される場合は、次の事項を十分お読みの上、配達を受け持つ郵便局（以下「配達局」といいます。）に「指定場所配達に関する依頼書」をご提出いただきますようお願いいたします。

#### 1 宅配ボックスの要件等

ご依頼に当たっては、次の要件を具備した宅配ボックスを、お客様及び同居人様（以下「受取人様」といいます。）がご不在等の場合に配達する場所（以下「指定場所」といいます。）として、選定していただきますようお願いいたします。

1	受取人様の住所又は居所と同一建物内又は同一構内に設置された宅配ボックスであること。
2	収納した郵便物等が外部から完全に見えない構造である等、郵便物等を安全に保管できること。
3	盗難を防ぐため、アンカー等により躯体などへ固定されていること。
4	正当受取人様のみが受領できる機能（注1）を有していること。

（注1）受取人様に、宅配ボックス開錠用のパスワードをお知らせする必要がある場合は、そのお知らせを投入するため、施錠可能な郵便受箱（ポスト）の設置が必要となります。

#### 2 宅配ボックスの確認

受取人様が指定場所として選定された宅配ボックスについては、受取人様宛の郵便物等の配達を受け持つ配達局の社員が前項の要件を具備しているか確認し、この確認完了後、弊社が作成する二次元コードを宅配ボックス内に貼付させていただきますのでご了承ください。

なお、指定場所配達の対象となる書留郵便物等の配達は、2017年6月以降かつ二次元コード貼付後に開始いたします。

#### 3 宅配ボックスへの配達

受取人様がご不在等の場合は、次により宅配ボックスへの配達を行います。

- (1) 郵便物等を宅配ボックスに収納することによって配達が完了します。（注2,3及び4）
- (2) 以下の理由により、宅配ボックスへ郵便物等を配達できない場合は配達局に持ち戻ります。
  - ①宅配ボックスが既に使用されている、宅配ボックスの故障その他の理由により使用できない
  - ②郵便物等が大型である等のため宅配ボックスに収納できない
- (3) 上記(2)により、郵便物等を配達局に持ち戻る場合は、ご不在連絡票により受取人様にお知らせし、受取人様のご希望される方法で再配達等をいたします。

（注2）宅配ボックスへの配達後、万一郵便物等の亡失等があった場合は、損害賠償の対象となりません。

（注3）宅配ボックスへの配達後、配達された郵便物等にき損等外部に異状がある場合や不審な点等がある場合は、開封せず、速やかに配達局までご連絡ください。

（注4）宅配ボックスが郵便物等を安全に保管できない場合等、必要に応じて「指定場所配達に関する依頼書」に記載されている電話番号その他の方法により連絡させていただくことがございます。

#### 4 宅配ボックスへの配達対象外郵便物等

新特急郵便、現金を内容とする書留、配達証明、特別送達、本人限定受取、返信依頼郵便、保冷、生ものを内容とする郵便物等、料金・運賃又は手数料の支払を要する郵便物等、受取通知又は保険付とする国際郵便物、税付郵便物

#### 5 個人情報の取扱い

「指定場所配達に関する依頼書」に記入いただいたお名前等の情報は、以下の目的で使用します。

- (1) 宅配ボックスへ郵便物等を配達するため
- (2) 宅配ボックスへの配達（宅配ボックスの要件確認等を含む）に関する連絡をするため  
弊社の個人情報の取扱いに関する考え方については、公式 Web サイトをご参照ください。

#### 6 その他

- (1) 指定場所配達の変更、一時停止又は中止をご希望される場合は、お早めに配達局へご連絡ください。
- (2) その他ご不明な点等につきましては、配達を受け持つ郵便局局へお尋ねください。